

— 憲法九条を世界へ —

日本国憲法も、この五月三日で施行五〇周年を迎えました。五〇年といえど半世紀、この間にも日本国憲法はどの様な歩みをしてきたのでしょうか。日本国憲法の三大特徴は「主権在民、人権尊重、平和主義」であると言われていきます。これらの三大特徴が、この半世紀の間に我々日本国民にどの様に働いてきたかについて考えてみましょう。

★第一の「国民主権」はどうでしょうか。天皇主権だった明治憲法と違って新憲法は主権在民を宣言しました。我々自身が、自分自身の力で闘い続けたものでなかったから、国民に主権者としての自覚があるかどうかというような問題点はあるにしても、五〇年の間、国民主権は保たれてきました。

★第二の「基本的人権」はどうでしょうか。この場合にも、自ら闘い続けた権利ではなく、与えられたものであることから、折角の憲法の保障にも拘わらず、必ずしもまだ人権の確立した社会を実現しているとは言えません。しかし、明治憲法下に比べると、はるかに人権が尊重されているのは確かです。それに、今年の四月二日「愛媛玉ぐし料訴訟」で最高裁は、政教分離を定めた憲法に違反するという判決を言い渡しました。今までの最高裁では考えられなかったことで、長い間の多くの人々の努力が、ついに最高裁を動かした。明るい判決でした。

★第三の「平和主義」は、現在、残念ながら最悪の状態です。世界の人々は、第一次大戦後、二度と戦争をしないようにとパリ不戦条約を作りました。しかし、それにも拘わらず、一〇年あまりでまた第二次世界大戦を始めました。そして人類は、この戦争で文字通り地獄を見ました。その後、今度こそという気持ちで作られたのが「日本国憲法前文と第九条」でした。しかし残念ながらこの教訓はまたも忘れ去られようとしています。軍隊を持たないと規定した憲法のもとで、警察予備隊から始まった自衛隊は、世界でも有数の軍隊に発展してしまいました。

◎最近の「特措法」成立とそれを巡る保保連合の動きは「二度あることは三度ある」ことを予想させます。さすがに自民党の中からも「大政翼賛会」発言が飛び出してくるほど、大変危険な状態にあります。何とかして人類を破滅から救うために、今度こそ「三度目の正直」にしなければなりません。憲法施行五〇周年にあたり、憲法九条を世界に広めるために、決意を新たにしましょう。

一九九七年五月三日

憲法施行五〇周年記念日

浜松市憲法を守る会

浜松市紺屋町三〇一〇一五